平成２６年（フ）第３９８号
名古屋市中川区丹後町２丁目９番地の１　メゾニティ丹後１－Ｃ号
債務者　小栗　麻美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
三重県鈴鹿市寺家４丁目14番２号　ローズアロー103、前住所三重県亀山市川合町1289番地17
債務者　中森　広章
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３号
三重県名張市富貴ヶ丘１番町212番地
債務者　橋本　　純
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２９号
三重県名張市美旗中村1800番地
債務者　松原　ゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２４７号
三重県四日市市楠町南五味塚145番地１　シダーフィールド505、前住所三重県四日市市楠町本郷1619番地22
債務者　野島　英一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８４１号
神戸市中央区野崎通１丁目３番18号　ウェイグランデマンション301
債務者　小杉興一郎
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６６号
神戸市須磨区戎町４丁目４番14号
債務者　月田新吉こと　金　　昌俊
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７号
神戸市北区南五葉２丁目４番９―505号
債務者　天満　健二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
大阪市住吉区苅田８丁目11番30―602号
債務者　諫山　若葉
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字東田８番地の10
債務者　北門　孝政
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県宝塚市清荒神３丁目14番５号
債務者　東　　禮子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
兵庫県伊丹市荒牧３丁目８番28―102号
債務者　加地　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
兵庫県明石市大久保町江井島900番地の５、前住所神戸市西区玉津町新方205番地の１　マッティーナ神戸弐番館Ｃ－４号
債務者　飯田　基博
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
大分市明野南１丁目３番７号
債務者　野見山太郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
大分市明野南１丁目３番７号
債務者　野見山洋子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
鹿児島県霧島市国分清水３丁目36番６号
債務者　横井　勝久
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６号
横浜市神奈川区三枚町521―２セピアコート102、申立時の住所福井県敦賀市中央町２―10―14、住民票上の住所横浜市神奈川区片倉４丁目７番６号　ライズヒル片倉204号
債務者　川嶋　尊光（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部